平成３０年（フ）第１１１７号
横浜市旭区今宿西町247番地　ウエスト二番館102
債務者　若松　飛鳥
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１９０号
横浜市瀬谷区相沢４丁目14番地10　ウエストヒル205
債務者　石黒　衆亮
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２２８号
横浜市磯子区森が丘２丁目１番11―302号
債務者　道勧　　博
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２４０号
横浜市鶴見区鶴見中央１丁目13番９号　センチュリー横浜鶴見503号
債務者　牛原　玲緒
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２４６号
横浜市都筑区牛久保西４丁目11番20号
債務者　井口　太吾（旧姓竹花）
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６４８号
東京都八王子市久保山町１丁目９番地１309
債務者　伊藤　茂徳
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１８７号
愛知県高浜市二池町４丁目202番地１　グランドサニー102
債務者　五藤　文徳
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月16日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１０２６号
横浜市南区永田南１丁目４番15―206号
債務者　給前　　妙
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０２７号
横浜市磯子区岡村５丁目13番14号　プランドール203号
債務者　高橋　輝吉
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２３１号
横浜市港北区綱島台11番32号　サニー綱島101
債務者　具志　祐太
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２３２号
横浜市南区新川町５丁目28番地　サニーハイツ小俣503号
債務者　室谷　英子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２５１号
横浜市港南区上大岡西３丁目13番18号　シエル横浜202
債務者　菅　麻里奈
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１９号
大分県豊後高田市界638番地　エクレール21Ｂ―24
債務者　友枝　研一
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月６日午前10時30分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成３０年（フ）第７１４号
東京都八王子市明神町２丁目23番17号馬場ビル307号
債務者　山下　友子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１２３３号
横浜市港南区港南台２丁目１番４―702号
債務者　宇田　光希
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２３６号
横浜市泉区中田北１丁目１番11号　カーサモデルノ201号
債務者　中嶋　良平
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月５日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部